

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年3月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川県) (受) 第 2300305 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川県) (厚) 第 2300053 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 (令和3年4月1日) 及び取得年月日 (令和3年7月1日) を取り消し、令和3年4月から同年6月までの標準報酬月額を、22万円とすることが必要である。

令和3年4月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和3年4月1日から同年7月1日まで

私は、令和4年3月31日にA社を退職するまで、請求期間も継続して勤務していたが、事業主が、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を、当初、令和3年4月1日とする誤った届出を行い、その後、令和4年4月1日に訂正する届出を行ったものの、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第75条本文該当) となっている。

請求期間に係る給料明細書 (写) を提出するので、調査の上、当該期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、雇用保険の加入記録、事業主及び請求者から提出された給料明細書 (写) 並びに金融機関から提出された預金取引明細表から、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定するこ

ととなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記給料明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年4月1日から同年7月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届のとおり、請求者の厚生年金保険の資格喪失年月日を令和3年4月1日とする届出（令和5年2月3日受付）を行った後、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該資格喪失年月日を令和4年4月1日に訂正する届出（令和5年8月1日受付）を行った旨回答している上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付した場合を含む。）ことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300313号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300052号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(令和2年2月15日)及び取得年月日(令和3年4月1日)を取り消し、令和2年2月から令和3年3月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

令和2年2月15日から令和3年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年2月15日から令和3年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年2月15日から令和3年4月1日まで

私は、A社において、請求期間も継続して勤務していたが、同社の社会保険の届出業務の委託先である社会保険労務士法人が、令和5年2月に、私の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を同年2月15日とすべきところを、誤って令和2年2月15日と届出(電子申請)を行い、その後、令和5年5月に、同被保険者資格喪失届(訂正届)を提出したものの、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

調査の上、請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された令和2年賃金台帳(写)、令和3年1月分、同年3月分及び同年4月分給料一覧表(個人別)(写)並びに同年2月に係る給与集計表(写)(以下「賃金台帳等」という。)、事業主の回答並びに社会保険労務士法人の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額及び賃金台帳等により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額から、

30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年2月15日から令和3年4月1日までの期間について、当初、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和2年2月15日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に請求者の喪失年月日を令和5年2月15日に訂正する旨の届出を提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料については納付していないことを認めている上、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、過誤納となった保険料を資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料に充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300308号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300051号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年10月1日から平成6年10月1日まで
② 平成7年10月1日から平成8年10月1日まで
③ 平成8年10月1日から平成9年7月1日まで
④ 平成13年10月1日から平成15年9月1日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から④までに係る標準報酬月額の記録は、各請求期間直前の期間に係る標準報酬月額の記録より下がっているが、請求期間①から④までに係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間と当該期間直前の期間においては、同等の条件で勤務しており、給与の変動は考えられない。

調査の上、請求期間①から④までについて、正しい標準報酬月額に記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間①から④までに係る賃金台帳、給与規程及び人事記録は保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の給与支給額、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料控除額及び同社の当該期間に係る報酬の取扱いについて確認することができない。

また、複数の同僚に照会を行ったが、同僚自身のA社に係る標準報酬月額が給与総支給額に対して低額に記録されている旨の回答は得られない。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者のB厚生年金基金に係る「中脱記録照会(回答)」によると、請求者の請求期間①から④までを含む全期間に係る報酬給与の記録は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録において、請求者の請求期間①から④までにおける標準報酬月額が

遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。